二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視等又は図面により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視等及び図面により検査する。
18　防爆壁の基準	18　第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視等により検査する。
二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
四　第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四　危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただ

二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
18　防爆壁の基準	18　第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視により検査する。
二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
四　第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四　危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただ